

## 中国国民訪日団体観光旅行取扱マニュアル

### 1. 指定

中華人民共和国国民訪日団体観光旅行（以下「訪日団体観光旅行」という。）を取り扱おうとする旅行会社は、観光庁から日本側訪日団体観光旅行取扱旅行会社（以下「日本側旅行会社」という。）としての指定を受けていなければならない。

### 2. 旅行取扱契約書

(1) 日本側旅行会社は、訪日団体観光旅行の取扱いを開始するまでに、在中国日本国大使館又は総領事館（以下「査証取扱公館」という。）が指定する中国側訪日団体観光旅行取扱会社（以下「中国側旅行会社」という）との間で訪日団体観光旅行取扱契約書を締結しなければならない。

(2) (1)に規定する契約書には、観光庁が作成した「訪日団体観光旅行取扱契約書における必要記載事項」（別紙参照）に定める全ての事項を盛り込まなければならない。

### 3. 招へい保証書

日本側旅行会社は、中国側旅行会社が行う訪日団体観光旅行のための査証代理申請に必要な招へい保証関係書類の発行に際し、申請者が査証を取得する者として適切な者であることを確認できる書類、申請者の旅券の写し等の必要な文書を事前に取得するものとする。

（注）査証取扱公館における査証申請にあたっては、「滞在予定表」は日本側旅行会社が記載内容を確認した上で押印し中国側旅行会社に送付したものの写しも可とされており、この場合、中国側旅行会社の押印も必要となる。「招へい保証書」の写しは不可とされている。

### 4. 添乗員

(1) 身元保証人となった中華人民共和国国民訪日団体観光旅行団（以下「旅行団」という。）には、日本側旅行会社及び中国側旅行会社ともに少なくとも1名の添乗員をつけることとする。

(2) 日本側旅行会社は、添乗員として、日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であって、日本に在住し、かつ、添乗員の仕事に従事する法的資格を有するものを、直接の雇用又は人材派遣会社との契約により確保しなければならない。

(3) 日本側旅行会社は、8. に規定する不適切事案の発生の防止及び発生時対応マニュアルをその添乗員に必ず携帯させることとする。

(4) 日本側旅行会社の添乗員は、中国側旅行会社の添乗員と協力し、参加者が全員そろっているか毎日確認することとする。

## 5. 団体人数

旅行団の総人数は、中国側旅行会社の添乗員を含めて5人以上概ね40人以下とする。

## 6. 滞在期間

旅行団の日本滞在期間は、到着日を含めず、15日以内とする。

## 7. 日本側旅行会社の責務

(1) 日本側旅行会社は、旅行団の日本滞在中の宿泊施設等の手配を行うとともに、添乗員に旅行団の宿泊施設への到着状況を確認させるなど、日程の管理を行うものとする。

(2) 参加者の日本滞在中における自由行動（添乗員がいない）は認めないものとする。但し、日本側旅行会社の主催するオプションツアーに参加することはできる。オプションツアーには本団とは別に、日本側旅行会社が選任した2名以上の添乗員が常に同行するものとする。

(3) 日本側旅行会社は、添乗員に旅行団の帰国を確認させ、10. に規定する帰国報告書を提出するものとする。

(4) 日本側旅行会社は、旅行団参加者の旅券の写し及び滞在予定表を10. に規定する帰国報告書を提出するまで適切に保存するものとする。

## 8. 不適切事案の発生の防止等

(1) 日本側旅行会社及び中国側旅行会社は、旅行団に係る不適切事案の発生の防止及び発生時の対応マニュアルを定め、不適切事案の発生防止に努めるものとする。

(2) 日本側旅行会社は、日本滞在時に参加者が離団し、搜索しても行方が分からない状態

(以下「失そう」という。)となった場合には、早急に対応マニュアルを踏まえ第一義的に対処するものとする。

## 9. 事故等発生報告書

(1) 日本側旅行会社は、訪日団体観光旅行の参加者が日本に滞在中に事故、疾病、失そう、その他の事由により離団したときは、様式1による事故等発生報告書を速やかに報告先に提出するものとする。

(2) 日本側旅行会社は、失そう時の事故等発生報告書については、(1)の規定にかかわらず、失そうした日の翌日までに提出するものとする(なお、失そうした日の翌日が休日(土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始(12月29日から1月3日)をいう。)である場合は、その休日(休日が連続する場合には、その最後の日)の翌日までとする。)

## 10. 帰国報告

(1) 日本側旅行会社は、身元保証人となった旅行団が帰国したときは、帰国便運航会社が捺印する様式2の帰国報告書を帰国日から15日以内に観光庁に提出するものとする。

(2) 日本側旅行会社は、旅行者の日本滞在中に日程の変更があった場合は、帰国報告書に変更内容及びその理由を記載し、報告するものとする。

## 11. ペナルティ制度

観光庁は、訪日団体観光旅行の制度に係る悪用事例に関与した場合、本取扱マニュアルに従わなかった場合、身元保証を行った旅行団に失そうが発生した場合には、日本側旅行会社に対して、別表のペナルティ制度に基づき、訪日団体観光旅行の取扱停止及び指定取消しを含め厳正に対処することができる。